

「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料徴収条例」の制定について

1 制定内容等

○条例制定の背景と目的

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「エネルギー消費性能向上計画の認定制度（略称：性能向上計画認定）」や「エネルギー消費性能の表示認定制度（略称：基準適合表示認定）」等の創設を柱とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年 7 月 8 日）が公布されました。

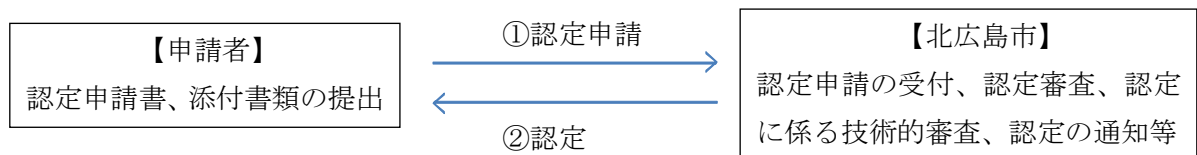
この性能向上計画認定（平成 28 年 4 月 1 日施行）及び基準適合表示認定（平成 28 年 4 月 1 日施行）制度の実施に伴い、認定にあたり相当の事務量が発生することから、審査、認定に要する費用を手数料として徴収するため、新たに手数料徴収条例を制定するものです。

■認定事務の流れ

<申請方法 1> 適合証等の添付がない場合

【性能向上計画認定】（容積率特例）・・・新築、増築、改築等

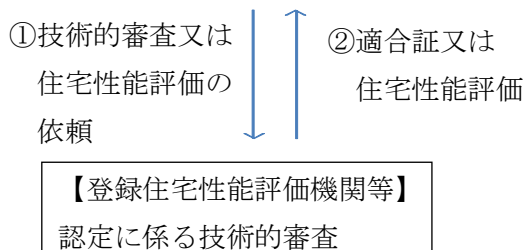
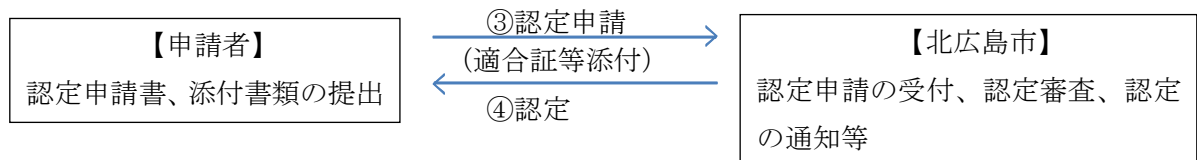
【基準適合表示認定】（認定表示）・・・既存建築物



<申請方法 2> 適合証等の添付がある場合

【性能向上計画認定】（容積率特例）・・・新築、増築、改築等

【基準適合表示認定】（認定表示）・・・既存建築物



【建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料表】

適合証等の添付がない場合＜申請方法 1＞

区 分		延べ面積 (㎡)	住戸数 (戸)	性能向上計画 認定 (法第 29 条)	【変更】性能 向上計画認定 (法第 31 条)	基準適合表示 認定 (法第 36 条)
戸建住宅		～200 未満	1	36,000 円	20,000 円	18,000 円
		200～		40,000 円	22,000 円	20,000 円
共同住宅等		0～300 以下	2～4	72,000 円	41,000 円	34,000 円
		300～	5～	119,000 円	70,000 円	59,000 円
非住宅	モデル 建物法	0～300 以下	—	89,000 円	49,000 円	89,000 円
		300～	—	150,000 円	89,000 円	150,000 円
	標準入 力法等	0～300 以下	—	234,000 円	122,000 円	234,000 円
		300～	—	380,000 円	203,000 円	380,000 円
		※住宅又は共同住宅が含まれる場合は、上記住宅又は共同住宅（面積区分）の額を合算した額				

適合証等の添付がある場合＜申請方法 2＞

区 分		延べ面積 (㎡)	住戸数 (戸)	性能向上計画 認定 (法第 29 条)	【変更】性能 向上計画認定 (法第 31 条)	基準適合表示 認定 (法第 36 条)
戸建住宅		—	1	5,000 円	5,000 円	5,000 円
共同住宅等		0～300 以下	2～4	9,000 円	9,000 円	9,000 円
		300～	5～	20,000 円	20,000 円	20,000 円
非住宅		0～300 以下	—	9,000 円	9,000 円	9,000 円
		300～	—	27,000 円	27,000 円	27,000 円
	※住宅又は共同住宅が含まれる場合は、上記住宅又は共同住宅（面積区分）の額を合算した額					

2 関係法令

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）

3 今後のスケジュール

- 平成 28 年第 3 回定例議会に提案予定
- 平成 28 年 11 月 1 日施行予定

※パブリックコメント：平成 28 年 7 月 1 日～8 月 1 日